

# 過去の事案の説明

- p 1 平成 27 年第 1 号事件
- p 2 平成 16 年第 1 号事件
- p 3 平成 13 年第 1 号事件
- p 4 平成 12 年第 1 号事件



## 1 平成27年第1号事件

請求の趣旨	市議会議員〇〇氏の次の行為は、政治倫理条例に違反する。 1 肉豚委託販売契約調印式における強い言動で調印を見送らざるを得なかった。 2 農業水路工事などを予算化していたが、法的には必要のない市漁協組合長を務める議員に事前の了解を求められ、それが得られず、年度内の工事ができなかった。 3 そのほか里道立合いにからめ、民間の高齢者向け住宅の建築を妨害し、また、市職員などに罵声をあびせた。	
結論	市議会議員〇〇氏の行動は、市議会議員に対する市民の信頼を失墜させ、公共の利益の観点からも、条例第3条第5号に違反するものとして見過ごしにできないものとして、熊本市議会議員辞職を勧告した。	
開催状況	期日	内 容
	H 2 7 11/24	調査請求書の提出
第1回	12/28	事案の受理 審査方針等
第2回	H 2 8 1/21	基礎調査報告（肉豚委託販売調印式事案）
第3回	2/12	事案の調査（農業水路工事関連事案）
第4回	3/1	事案の調査（住宅建築関連事案）
第5回	3/24	事案の整理
第6回	7/11	事案の調査（住宅建築関連事案）
第7回	8/17	議員の意見聴取
第8回	8/26	行為の審査
第1回起草委員会	9/21	報告書（案）の作成 ※非公開
第9回	9/28	報告（勧告）案の検討 ※非公開
第2回起草委員会	10/14	報告書（案）の作成 ※非公開
第10回	10/28	勧告書の決定 請求者への勧告書（写し）の交付 ※非公開（勧告書決定までは）

勧告後は、辞職していない。平成31年4月7日市議会議員選挙 1, 353票で落選（最少得票当選者 2, 494票）

## 2 平成16年第1号事件

請求の趣旨	市議会議員9名が平成15年度熊本市職員人事異動に関し、口利きをした。人事への議員の口利きは行政の第一次判断権への介入であり、このことは、熊本市政治倫理条例第3条第3号及び旧第4号（現第5号）に違反する。	
結論	9回の審査会を開催し、条例第3条第3号及び旧第4号（現第5号）違反として、9名の議員に対し「市議会本会議において、深く反省の意を表明し、かつ、政治倫理確立に向けての強い決意を宣誓する」よう勧告した。	
開催状況	期日	内 容
	H16 6/7	調査請求書の提出
第1回	7/2	事案の受理 審査方針等
第2回	7/23	調査請求者からの趣旨説明 被請求者(8名)の陳述等
第3回	8/9	被請求者(1名)の陳述 人事課長、人事委員会調査課長の制度説明 当時の人事課長の説明
第4回	8/19	これまでの事案の整理
第5回	9/1	被請求者(2名)の個別事情聴取
第6回	10/1	被請求者(4名)の個別事情聴取
第7回	11/5	被請求者(3名)の個別事情聴取
第8回	11/19	当時の人事課長の個別事情聴取 今後の審査方針についての協議(非公開)
第9回	12/24	勧告の決定、勧告

平成17年第一回定例会本会議にて、政治倫理確立に関する所信の表明が議長からあった。

### 3 平成13年第1号事件

請求の趣旨	市議会議員〇〇氏は、リロケーション住宅用地の買収に関し、買収計画を強引に進め、用地取得を確約し、地権者の一人が経営する不動産会社への多額の融資を実行させ、買収交渉を混乱させた。このことは、熊本市政治倫理条例第3条第1号に違反する。	
結論	9回の審査会を開催し、条例第3条第1号違反として、〇〇議員に対し「市議会本会議において、深く反省の意を表明し、かつ、政治倫理確立に向けての強い決意を宣誓する」よう勧告した。	
審査会の開催状況	期日	内容
	H13	9/18 調査請求書の提出
第1回		9/20 審査会に調査付託 審査手順の決定、審査期日の決定
第2回		10/5 請求者から聴取 地権者から聴取
第3回		10/22 議員から意見聴取
第4回		11/2 金融機関から事情聴取
第5回		11/9 熊本市建設局職員等から聴取
第6回		11/16 行為の検討
第7回	H14	2/12 行為の検討
第8回		4/4 勧告案の検討
第9回		5/24 勧告の決定、勧告

平成14年6月7日第二回定例会本会議にて、行為に関する謝罪及び政倫確立の宣誓があった。

会派の団長職を辞任した。

#### 4 平成12年第1号事件

請求の趣旨	市議会議員〇〇氏は、熊本市△△公園化計画を利用した「土地転がし」に深く関与し、私腹をこやそうとした。また同人の長男が経営する会社が下水道汚泥運搬契約を19年間にわたり、独占的に受託した。このことは、熊本市政治倫理条例第3条第1号に違反する。	
結論	13回の審査会を開催し、条例第3条第1号及び旧第4号（現第5号）違反として、〇〇議員に対し、「市議会議員を辞任すべきである」との勧告をした。	
審査会の開催状況	期日	内容
	H12 8/28	調査請求書の提出
第1回	9/20	事案の受理 審査手順の検討
第2回	10/2	現地調査（中部浄化センター、清水万石）
第3回	10/30	請求の趣旨補足 公園関係職員からの聴取
第4回	11/6	公園関係職員からの聴取
第5回	11/20	下水道関係職員からの聴取
第6回	12/4	市の調査班からの中間報告
第7回	12/27	議員の聴取のための検討
第8回	H13 1/5	市の調査班からの報告
第9回	1/23	議員の出張聴取
第10回	2/7	議員の出張聴取の報告
第11回	2/20	勧告案の討議
第12回	3/1	勧告案の検討
第13回	3/10	勧告の決定、勧告

勧告後は、辞任していない。平成15年4月24日市議会議員選挙2，113票で落選（最少得票当選者 3，076票）